

司法院釈字第 462 号（1998 年 7 月 31 日）*

争 点

大学の教師等は、その昇進に対する審査評価の結果に対し不服がある場合、行政争訟を提起することができるか。

（大學教師等對其升等評價結果有所不服者，得否提起行政爭訟？）

キーワード

教師評価審査（教師評審）、行政処分（行政處分）、懲戒処分（懲戒處分）、行政救済、行政訴訟

解釈文：教師の昇進の評価と審査に関する大学、学部および学科（研究科）の教師評審委員会（教師評価審査委員会）の権限は、特定範囲内において法律によって授与された公権力の行使に該当し、教師昇進の可否に対するその決定、および教育部学術審議委員会によって行われる教師の昇進資格に対する最終的審査決定は、教師の資格などの身分上の権利利益に重大な影響を有するため、すべて訴願法および行政訴訟法上の行政処分である。評価審査を受け

た教師は、教師法や訴願法により行政救済の道を尽くしてなお不服がある場合には当然法律により行政訴訟を提起することができる。これこそ人民の訴訟権を保障する憲法の趣旨に合致する。行政法院五一年（1962 年）判字第 398 号判例は、前述の解釈に合致しない部分については適用されないとされなければならない。

大学教師昇進資格の審査は、大学教師の質および大学の教育、研究の水準に關係し、かつ人民の

*翻訳者：簡玉聰

労働権および職業資格の取得にかかるため、法律規定の根拠がなければならないほか、主務機関が定めた実施手続は、なお昇進申請者の専門的学術能力および業績に対し客観的に信頼できる公平正確の評価の作成を保証することができてはじめて憲法第二三条の比例原則に合致する。また、教師昇進資格評価審査手続は、学術研究および教育の質を維持するために設けられた以上、その決定の作成が客観的な専門知識および学術業績の考量にもとづかなければならぬ。これもまた学術の自由を保障する憲法の真の目的の所在である。したがって、各大学、学院、学科（研究科）の教師評価審査委員会は、専門的評価の原則にもとづき、各専門領域における十分な専門能力を有する学者専門家を選任し先行的に審査させて、その結果を教師評価審査委員会の評議に付す。教師評価審査委員会は、当該専門的な審査の信頼性および正確性を搖るがしうる専門学術的な根拠のある具体的な理由がなければ、その判断を尊重しなければならない。このような事件を受理し

た行政救済機関および行政法院は、当然それが関連の手続を順守したかいなか、またはその判断や評価に違法もしくは明らかに不適切であるとの事情があるかいなかを審査することができる。各大学、独立学院および専門学校の教師資格および昇進評価審査手続に関する現行の規定は、この解釈の趣旨にてらして、全面的に検討され改正されなければならない。

解釈理由書：人民が訴願および訴訟の権利を有することは、憲法第一六条の明文によって定められている。この権利は、その身分によって影響を受けることにはならない。このことは、すでに本院釈字第 243 号、第 266 号、第 298 号、第 323 号、第 382 号および第 430 号等によって解釈されてあり、人民が公務員やその他の身分関係によって訴訟にかかわった各種の事案においてかなり明確に説明されている。行政機関が公権力を行使し、法律により設立された団体が直接に法律の規定により、または特定の事項につき法律により政府機関によって公権力を授与

された者が、特定の事項につき作成した一方的な行為は、その用語、形式を問わず、すべて行政処分である。これもまた本院釈字第269号、第423号および459号において解釈されてある。

大学、独立学院、専門学校の教師は、教授、副教授、助理教授および講師に分けられている。教師の昇進については、各当該学校が設置した全学、学院、学科（研究科）の教師評価審査委員会がこれを評価審査する。大学法第一八条、第二〇条および専門学校法第八条、第二四条は明文の規定を置いている。教育人員任用条例は、各公立学校の教師の任用資格につき定めたところがある。同法第一四条は、「大學、獨立學院及專科學校教師資格審査辦法」の定立を教育部に授権した。当該辦法第七条および第九条は、教師資格の審査は学校の教師評価審査委員会の審査決定を通した後、教育部の学術審議委員会の審議決定に付し、審査を経て合格した者に教師証明書を発給する。私立学校教師の任用資格およびその審査手続は、教

育人員任用条例第四一条により、また前述条例の規定に準用する。したがって、教師の昇進に関する各大学、学院、学科（研究科）および専門学校の教師評審委員会の評価審査は、法律の授権範囲内における公権力の行使であり、教師の資格などの身分上の権利利益に重大な影響を有するため、すべて各当該大学、学部、学科（研究科）が行った行政処分である。評価審査を受けた教師は、教師法や訴願法により行政救済の道を尽くしてなお不服がある場合には当然法律により行政訴訟を提起することができる。これこそ人民の訴訟権を保障する憲法の趣旨に合致する。行政法院五一年（1962年）判字第398号判例は、「訴願法第一条の規定により、人民は、中央または地方の行政機関が行った不適切や違法な処分によってその権利利益が損害を受けて始めて訴願を提起することができる。しかし、各階級の公務員は、公務員の身分として主務機関の懲戒処分を受けた場合には、人民の身分として行政機関の処分によって損害を受けた場合とは異なり、

これに対し訴願を提起することができない」としている。その前述の解釈に合致しない部分は、再び適用されないとされなければならない。

憲法第一五条は、人民の労働権を保障しなければならないと定めている。したがって、人が生活を営む職業としての正当な仕事は、すべて国家の保障を受けなければならない。職業の自由に対する制限は、正当な理由がなければならず、かつ必要な程度を越してはならない。大学教師の昇進資格の審査は、大学教師の質および大学の教育、研究の水準に関係し、かつ人民の労働権および職業資格の取得にかかわるため、法律規定の根拠がなければならないほか、主務機関が定めた実施手続は、なお昇進申請者の専門的学術能力および業績に対し客観的に信頼できる公平正確の評価の作成を保証することができてはじめて憲法第二三条の比例原則に合致する。また、教師昇進資格評価審査手続は、学術研究および教育の質を維持するために設けられた以上、その決定の作成が客観的な専

門知識および学術業績の考量にもとづかなければならない。これもまた学術の自由を保障する憲法の真の目的の所在である。したがって、各大学、学院、学科（研究科）の教師評価審査委員会は、専門的評価の原則にもとづき、各専門領域における十分な専門能力を有する学者専門家を選任し先行的に審査させて、その結果を教師評価審査委員会の評議に付す。教師評価審査委員会は、当該専門的な審査の信頼性および正確性を搖るがしうる専門学術的な根拠のある具体的な理由がなければ、その判断を尊重しなければならない。評価審査の過程において必要があれば申請者に書類または口頭による弁明の機会を与えなければならない。関連専門以外の人員によって構成された委員会は、定員、年次資格、教育の成果などの要素を斟酌しうるほか、申請者の専門学術能力に対し多数決で決定を作成してはならない。このような事件を受理した行政救済機関および行政法院は、当然それが関連の手続を順守したかいなか、またはその判断や評価が間違った事実を基礎と

していないか、一般的な条理の考量に違反していなかなどの違法もしくは明らかに不適切であるとの事情があるかいなかを審査することができる。各大学、独立学院および専門学校の教師資格および昇進評価審査手続に関する現行の規定は、この解釈の趣旨にてらして、全面的に検討され改正されなければならない。また、行政法院五七年（1968年）判字第414号判例は、すでに本院釈字第338号解釈によって適用されないとされてある。あわせてここで明示する。